



すげのたかのり
コンサドーレ札幌菅野孝憲選手 沢町小学校訪問



本年8月、町と包括連携協定を結んだ北海道コンサドーレ札幌に所属する菅野選手が、12月6日に沢町小学校を訪れ、PK対決やトークショーで5・6年生と交流しました。

今月の記事

- 02 新年のごあいさつ
- 03 町営斎場建替事業

- 06 産前産後期間の国民健康保険税の減税
- 07 高齢者世帯等物価高騰対策助成事業



新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます 余市町長 齊藤 啓輔



謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

令和6年の新しい年を皆様とともに迎えることができましたことを大変うれしく思います。

さて、昨年を振り返りますと、令和5年は世界的に観測史上最も暖かい1年といわれ、北海道も例

外ではなく連日異常な高温に見舞われ、7月20日からは観測史上最長となる44日連続真夏日を観測しました。本町においても8月の約半分は最高気温が30度を超えるなど、暑い日が続きました。そのため小中学校での体育活動や部活動の休止、就業時間の縮小などを行ったところであり、異常気象という言葉をよく耳にしますが、今後もこの異常気象が常態化することを想定し必要な対策を検討しなければなりません。

5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しインフルエンザと同等の扱いとなり、個人消費やインバウンド需要が回復の兆しを見せるなか、本町においても観光客数が復調傾向にあり、コロナ禍前の賑わいを少しずつ取り戻しつつあると感じています。

しかしながら新型コロナウイルスの感染の減少は停滞していた世界各国の経済活動が再び動き出す要因となり、加えてロシアのウクライナ侵攻もあり、世界的な燃料・資源価格の高騰を引き起こしています。ま

た、欧米の景気回復によるインフレで円安が進んだことも物価上昇に拍車をかけている状況です。スーパーなどに行き物に行くと様々な商品が値上がりしていることを実感する人も多いのではないのでしょうか。この燃料価格や物価の高騰は今後もしばらく続くと思われませんが、余市町では町民の皆様を幅広く支援するために、高齢者世帯や子育て世帯に対する給付金の支給、小中学校給食費高騰分への支援など、町独自の施策を推進していますので是非ご活用いただければと思います。

また、この度の職員が逮捕、起訴された件につきましては、町民の皆様にご迷惑を改めて心より深くお詫び申し上げます。今回の事態は法を守るべき立場にある公務員としてあるまじきことであり、皆様の町政に対する信頼を失墜させたことは大変遺憾です。町としては今後の状況を見守りながら事件内容の把握に努め、事実確認の上、再発防止に向け全職員に法令順守の再徹底を行うとともに、引き続き皆様の信頼の回復に向けて職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

最後に、これから本格的な冬が到来しますが、皆様方におかれましては十分に健康にご留意いただきながら、新しい年が幸多き年となるよう心からお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

新年あけましておめでとうございます 余市町議会議長 藤野 博三



希望に満ちた令和6年の新春を迎え、心からお慶び申し上げます。

町民の皆様には、日ごろから議会活動に対する温かいご理解とご支援を賜り、町議会を代表し、厚くお礼を申し上げます。

顧みますと、猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済全体が正常化を目指し進みつつある中、今年の夏は異常気象といえる暑さで、全国各地での記録的な猛暑の影響は、農作物の収穫量や品質に大きな影響が出るほどであり、また、一方では、国際情勢の緊迫化による原油高、原材料高と円安による物価高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしております。

国においては、経済再生や持続可能な社会の実現に向けた経済財政政策の推進として、日本経済の再生や持続可能な社会の実現に向け、官民連携を推進しつつ適切な経済財政運営を行い、科学技術・イノベーション政策等の推進として、化学技術への投資の抜本拡充を通じ科学技術立国の再興を図り、デジタルの力を活

用した地方創生と地域振興の推進や女性や障がい者など全ての方が参加し能力を発揮できる社会の実現、経済安全保障の強化など安全・安心な暮らしの実現、国民生活を支えるための行政基盤の整備など様々な施策を講じることとされてきました。

本町では、効率的な行政運営に向け、業務手続の電子化やSNSの活用によるデジタル化の推進、多方面からの人材の活用により行政課題の解決を図り、また、食の都よいちプロジェクトの推進など観光振興や経済発展につながるよう取り組んでおり、その実現について期待しております。

私共議会は、議員定数を18名から2名削減後、初めての町議会議員選挙が昨年8月に執行され、常任委員会の構成にも大きな変化がある中、16名により意を新たに研鑽を重ね、諸課題に積極的に取り組んでおりますが、今後も町民の代表として議員一同、全力を挙げてその責務を全うしていく所存でありますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が町民の皆様にとりまして、健やかで幸多い年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

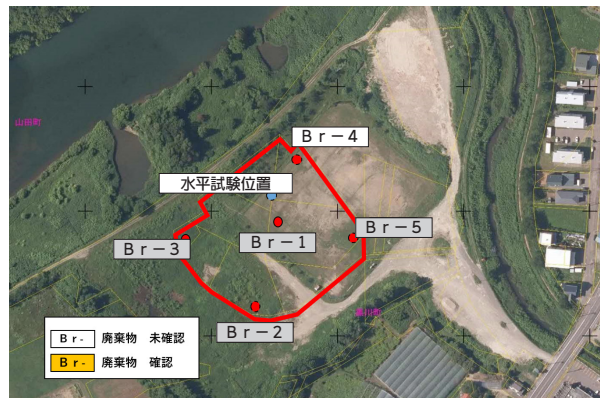
町営斎場建替事業について

○これまでの経過

町では、これまで都市公園予定地（小樽建設管理部余市出張所付近）を適地と考え、都市公園予定地の課題を明らかにする目的で地質調査を行いました。

都市公園予定地の町有地内5カ所をボーリングし、4カ所から廃棄物層が確認されました。この結果を踏まえて検証したところ、町有地内の廃棄物を撤去するためには、最低でも5億円の追加費用と2年の期間を要することになります。

都市公園予定地で建設するには、多額の費用と時間がかかることから、現計画地（梅川町）について、再検証を行ったところ、急勾配であった進入路を改良すること、また、地すべり対策工事により狭くなった敷地面積では2階建てで建築することも想定し、この2カ所の候補地を比較検討することで町政懇談会（広報12月号3ページ参照）において説明し、下記のとおり質問や意見が出されました。



	ボーリングの深さ	廃棄物までの深さ	廃棄物層の厚さ
Br-1	3.0m	3.7m	0.65m
Br-2	1.0m	3.8m	1.2m
Br-3	1.0m	2m	1.9m
Br-4	1.0m	廃棄物層なし	
Br-5	1.0m	3.75m	1.2m

【町政懇談会の主な意見（町営斎場関係）】

▲都市公園予定地地質調査結果

- ・都市公園予定地であれば遅れることになるかと思うし、梅川で2階建てになっても構わないので、遅れるよりは少しでも早く町民の安心を得るためには梅川の方向でも良いと思う。（大川ブロック）
- ・都市公園予定地の近くに住んでいる友達がとても心配していた。今日説明を聞いたら梅川はプラス3億円で都市公園予定地はごみを全部除いてプラス5億円で2、3年長くなるという説明を聞いて、自分の地域ではあまり関心がない。まだ決まっていなくて聞いて近くに住んでいる人の納得が必要だと思った。（大川ブロック）
- ・町政懇談会は区会の役員が参加するものであり、参加できない町民もいることから全町民に対し説明をしてほしい（黒川ブロック）
- ・斎場建替は時間がない。他の候補地はないのか。また、今後のスケジュールについても伺いたい。（黒川ブロック）

○町の考え方と今後の取組み

2つの候補地について検証したところ、都市公園予定地は、廃棄物の撤去が課題であり、撤去に係る費用や時間を考慮すると都市公園予定地での建設は厳しいと考えます。

一方で、現計画地（梅川町）は、進入路の改良や地すべり対策で法面の安全性は確保されているが、一度地すべりにより工事を中断した場所で事業を進めることに対する不安要素があります。

町では今後の取組みとして、町政懇談会や検討委員会さらには説明会での町民からの意見等を再度検証し、建替え事業を進めていた梅川エリアでの事業展開が早期建設につながるものと考え、立地環境（接道状況、居住実態）や将来的な維持管理、事業スケジュールなどを総合的に検討した中で、民有地を含め候補地選定を進めていきます。

問合せ 環境対策課 環境衛生係 ☎21-2118



重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、令和5年12月11日に町内の一部の区域を「注視区域」として指定し、令和6年1月15日に施行する予定です。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行います。

詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。内閣府コールセンターまで問合せください。

【注視区域】

余市防備隊を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

問合せ 内閣府重要土地等調査法コールセンター ☎0570-001-125





計画（素案）に対する皆さんからのご意見を募集します （パブリックコメント）

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報をご提供頂くことを「パブリックコメント手続」といいます。

計画を策定するにあたり、次の計画（素案）に対する町民の皆さん（法人、地域団体、ボランティア団体などを含む。）からのご意見を募集します。

①第9期「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画（素案）」

現在、老人福祉法に基づく老人保健福祉計画（余市町高齢者保健福祉計画）並びに介護保険法に基づく介護保険事業計画（余市町介護保険事業計画）を策定しています。両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に作成をしています。

この計画の策定にあたっては、被保険者の代表、介護・福祉関係機関、保健・医療関係機関等から構成する計画推進懇談会委員会からご意見をいただきながら作業を進めてきました。

②「余市町都市計画マスタープラン（素案）」及び「余市町立地適正化計画（素案）」

現在、平成26年度から令和15年度までの20年間を計画期間とした「余市町都市計画マスタープラン」について、社会情勢の変化や余市町の都市の動向を考慮し、計画の見直しを行っております。

また、持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携を進めるため、「余市町立地適正化計画」を策定中です。

「余市町都市計画マスタープラン」とは、市町村の行政運営全般の基本方針を示した総合計画（基本構想・基本計画）に即し、土地利用や都市施設の整備方針など都市の空間形成や都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等について具体的に示したものになります。

「余市町立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、人口の急激な減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に容易にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を形成することを目的とした計画になります。

意見募集期間：①12月25日（月）～1月24日（水） ②1月10日（水）～2月9日（金）

意見提出者の要件：次のいずれかに該当する方とします。

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に会社、事業所等を有する方
- ・町内に通勤・通学している方
- ・町に納税されている方
- ・意見を募集する案件に利害関係がある方

意見提出方法：

備え付けの「意見用紙」またはこれに準じた様式に住所および氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

- ・郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地
①余市町役場 保険課 宛 ②余市町役場 まちづくり計画課 宛
 - ・電子メール（メールアドレス：①kaigo@town.yoichi.hokkaido.jp
②machidukurisuisin@town.yoichi.hokkaido.jp）
 - ・ファクシミリ（FAX番号：21-2144）
 - ・持参（受付時間：平日の午前8時45分～午後5時15分 ①保険課窓口 ②まちづくり計画課窓口）
 - ・余市町公式LINE（右の二次元バーコードを読み取ってください。町公式LINEと友だちになっている必要があります。カメラアプリかLINEアプリ内のカメラから読み取ってください）
- いずれかの方法で提出いただくか、次に記載の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

資料（計画素案）の閲覧・投函場所：

- ・役場庁舎 ①1階 保険課カウンター（朝日町26番地）
②1階 まちづくり計画課カウンター（朝日町26番地）
- ・中央公民館 1階 事務室前（大川町4丁目143番地）
- ・図書館 1階 ロビー（入舟町413番地）
- ・福祉センター 1階 ロビー（富沢町5丁目13番地）

※資料（素案）は町ホームページからもご覧いただけます。



問合せ ①保険課 介護保険係 ☎21-2119
②まちづくり計画課 まちづくり推進係 ☎21-2124



バンキシャ野添隊員が行く！ 第6回

～地域おこし協力隊コーナー～

広報業務支援員の野添博雅隊員が地域おこし協力隊の視点で余市町の魅力を伝えるコーナーです。

余市町の道路標識がキニナル 3つの数字の謎



▲大川十字街付近の標識

余市町に移住して半年が経ちました。町を歩いていると、ふと目に留まったのが道路名の標識です。この道は道道228号のはずなのに、なぜ「3・3・2」って書いてあるのだろう。(左の写真)

道沿いの店に聞くと「道道の番号じゃないの？ えっ、違う…。それじゃ、わかんねえな」と意識したこともなかった様子。気になって仕方がないので、この道路を管理する道の小樽建設管理部に聞いてみました。

Q. 道道の番号と道路前に付く3つの数字に関係は？

まったく無いですね。道路名の前にある3つの数字は、余市町の都市計画道路として付けられた番号です。番号付きが道路の正式名称なんです。

Q. 余市町が決めた道路名で番号もセットと。それでは、番号の意味は？

「3・3・2」を例にすると、1番目の数字は道路の種類で「3」は「幹線街路」。2番目の数字は道路の幅で「3」は22メートルから30メートルの道路。3番目は都市計画道路の通し番号になっていて「2」は2番目の道路の意味です。

Q. 道外で数字を見たことないので、雪関係かと…

関係無いですね (キッパリ)

Q. じゃあ、数字の意味を知る利点ってありますか？

うーん、無いですね (笑)

標識が番号付きの理由を尋ねると「道路名がわかれば番号なくても困らないですよ」と担当者。理由はわからないそうで、この謎は迷宮入りの予感がします。



▲道道753号にある標識



▲隊員の地元 (群馬県) の標識

問合せ 政策推進課 広報統計係 ☎21-2117



消費生活で困ったときは小樽・北しりべし消費者センターへ

小樽・北しりべし消費者センターでは専任の相談員を配置し、ネット通販での商品購入やサービスの契約トラブルなどの相談や苦情を受け、解決に向け助言やあっせんなどを行っています。

また架空請求やクーリングオフ等の困りごと、多重債務に関しても相談に応じていますので、お困りのときにはおひとりでお悩みなくご相談ください。

消費者センターは小樽市と北後志5町村で運営していますので、相談は無料です。

名称：小樽・北しりべし消費者センター

☎0134-23-7851

所在地：小樽市花園2丁目12番1号 (小樽市役所本庁舎別館5階)

受付時間：消費生活相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

多重債務特別相談 木曜日 午前9時～午後5時

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120



産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

町では、国の法改正に伴い、令和6年1月より国民健康保険の被保険者で出産される方の産前産後の一定期間、国民健康保険税の減額を実施します。

対象となる方：国民健康保険被保険者で、出産（予定）日が、令和5年11月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます。死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産された方を含みます。

対象期間：出産予定日又は出産月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産月の3か月前から6か月間）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）日	1か月後	2か月後	3か月後
単胎							
多胎							

対象保険税：出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額

届出方法：出産予定日の6か月前から届出できます。

必要なもの：出産予定日及び単胎妊娠又は多胎妊娠の別が確認できる書類（母子健康手帳等）

世帯主及び出産被保険者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）

出産育児一時金（直接払い制度）の支給を受ける方は届出は不要となります。

すでに保険税を納付しており、減額によって過払いが発生する場合は還付します。

制度について不明な点があれば、問合せください。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121



保育所（園）の利用申込み

就学前の子どもの保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がいない）場合、次の保育所（園）の利用申込みができます。

施設名	開所時間	備考
大川保育所（町立）	午前7時30分～午後6時30分 （延長保育終了時間：午後7時）	延長保育実施あり
中央保育所（町立）	午前7時30分～午後6時	一時預かり実施あり
ほうりゅうじ保育園（私立）	午前7時30分～午後6時30分 （延長保育終了時間：午後7時30分）	延長保育・一時預かり実施あり

受付場所：子育て・健康推進課

受付期間：1月9日（火）～1月31日（水）

※5月以降に入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月11日～前月10日までに申込みください。

申込みに必要なもの：次の①、②につきましては、受付場所にて配付します。

①教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書 ②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）

※その他、状況に応じて追加書類の提出が必要な場合があります。

- ・申込みは先着順ではありません（受付期間終了後、15日頃に利用調整会議を実施します）。
- ・申込み及び保育所（園）に関する情報の詳細は、町ホームページまたは上記受付場所にてお渡しするパンフレットをご覧ください。
- ・認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用申込みは、各施設にて随時受付けています。

詳細については、希望する施設に問合せください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122

ご存じですか？「エシカル消費」

みなさんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。

エシカル（倫理的・道徳的）消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。

毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。

※SDGsの17のゴールのうち、特にゴール12（つくる責任 つかう責任）に関連する取組です。



令和5年度子育て世帯（低所得・ひとり親世帯）

に対する給付金（児童一人当たり5万円）

令和5年度子育て世帯に対する給付金（低所得・ひとり親世帯）の申請期限が迫ってきております。支給要件を確認のうえ、該当となる方（原則、物価高騰の影響を受けて家計急変した子育て世帯のみ）は、お早めに申請をお願いします。（※対象児童1人につき、低所得またはひとり親世帯分のいずれか一方一回限りの支給）

各給付金の制度詳細や申請書等については、町ホームページに記載していますが、ご不明点等があれば、問合せください。

申請手続	申請書類を子育て・健康推進課に窓口提出または郵送（消印有効）にて申請してください。
申請期限	2月29日（木）まで ※令和6年3月分新規児童手当または特別児童扶養手当受給児童については、3月15日（金）まで

1. ひとり親世帯（北海道から支給されます）

申請対象世帯：次のいずれかに該当する世帯のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）

- ①令和5年3月の児童扶養手当が所得要件等により受給停止となっている世帯
- ②令和5年4月以降に新規に児童扶養手当の受給を開始した世帯

2. ひとり親以外（低所得）世帯（余市町から支給されます）

申請対象世帯：対象児童（平成17年4月2日（特別児童扶養手当の支給対象児童については、平成15年4月2日）～令和6年2月29日生）を養育する世帯のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）

（※1）家計急変とは、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年度住民税が非課税となった場合または令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の所得（収入）×12か月の額が非課税（ひとり親の場合は、児童扶養手当全部または一部支給）相当となった場合をいいます。

問合せ・提出先 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122



高齢者世帯等物価高騰対策助成事業

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響による生活支援のため、独居高齢者世帯、重度障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯を対象として灯油、ガスや食料品等の購入費の一部を助成します。

対象世帯：1月1日現在（基準日）において、余市町に住所があり在宅し、次の①～③のいずれかに該当する令和5年度市町村民税が非課税の世帯

- ①高齢者世帯（満70歳以上の単身世帯、生活保護世帯を含む）
- ②重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）
- ③ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

助成金額：1世帯につき1万円（現金振込）

受付期間：1月9日（火）～2月29日（木）（受付時間は土・日・祝日を除く午前9時～午後4時30分）

受付場所：役場1階物価高騰対策助成受付窓口（正面玄関右側）

※郵送での申請、または代理人（民生委員等）による申請も受けれます。

申請書類：福祉課、福祉センター（本館・分館）、老人福祉センター、図書館、中央公民館、余市社会福祉協議会に設置もしくは地区民生委員が配付しています。

詳細は、町ホームページに掲載しています。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120



固定資産税（償却資産）の申告

個人または法人での確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、1月1日現在所有されている場合は、令和6年度分の固定資産税（償却資産）の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

申告期限：1月31日（水）

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115



1月のおもしろ宇宙教室

現在受付中

教室名	日時・内容	定員
ジェルグラス教室 ③～④	③7日(日) ④8日(月祝) ガラス細工、貝ガラ、ビー玉等でジェルグラスを作る ※グラスや材料等を持参してください ≪午後1時～(60分)≫	各 10人
冬休み自由研究教室 「ロボットを作ろう」	13日(土) ロボットを組み立て、ロボットの仕組みについて研究する ≪午前10時～(120分)≫	5人
キャンドル教室②	14日(日) 世界にひとつだけのオリジナルキャンドルを作る ≪午後1時～(120分)≫	10人

※小学生以上が対象です。おもしろ宇宙教室の参加には入館料はかかりません。

※申込みは、各教室の1か月前から電話で受付します。

○冬期間の宇宙記念館運営について

観覧について

宇宙記念館は、4月19日(金)まで展示施設の観覧を休止しています。

なお、冬期間は教室や講座など各種事業を開催します。

詳しくはその都度ご案内します。

施設の利用について

冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、多目的シアターや会議室などの各施設を利用できますので、各種催しや会議等にご利用ください(有料)。

※詳しくはホームページをご覧ください。

<利用実績>

コンサート、映画上映、講演会、イベント、特産品販売会、会議等

※詳細は(☎21-2200)に問合せいただくか

余市宇宙記念館ホームページ(<https://www.spacedome.jp>)をご覧ください



◀ホームページをご覧ください



年金に関するお知らせ

20歳になるみなさんへ、20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときだけではなく、病気や事故で障がいの状態になったときや家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えでつくられた仕組みです。国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの方の加入が義務付けられています。

○国民年金について20歳になる方からのよくあるご質問

Q. 国民年金の加入手続きは、いつどのように行うの？

A. 20歳になってから、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」の書類が郵送されますので、ご確認いただければ加入の手続きは不要となります。また、「基礎年金番号通知書」も郵送されます。「基礎年金番号通知書」は、年金の加入記録の確認や将来年金を受取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。

Q. 学生でも加入しなければいけないの？

A. 学生の方であっても、20歳になった時点で国民年金加入となります。

なお、学生の方は所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができますので、申請を希望される方は学生である証明書類を持参の上、下記申請先に提出してください。

Q. 納付が猶予された保険料はどうなるの？

A. 「学生納付特例制度」の承認を受けている期間は、老齢年金を受給するために必要な期間に含まれますが、老齢年金額の計算対象期間には含まれません。

ただし、承認を受けた期間から10年以内であれば、猶予された保険料を古い期間から順に納めること(追納)ができますので、将来の老齢年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※「基礎年金番号通知書」は、20歳になる前から厚生年金に加入していた方および、障害・遺族年金を受給している方には郵送されませんのでご注意ください。

※追納するためには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026

～その233～ 『余市町社会経済調査』

あけましておめでとうございます。

今から47年前、昭和52（1977）年3月のこと、北海道立総合経済研究所（当時）に勤務する研究職員の有志によって創設された地域問題研究会によって余市町編、『余市町の社会・経済構造分析』が刊行されました。

同会が余市町の調査を開始したのは昭和52年で、翌53年には町内の業界団体代表約50名が集まって「余市町の明日を考えるこん談会」が開催されて大きな反響がありました。調査は5年以上にわたり、町民2,000人以上が協力して行われ、最後のまとめとなる報告書が作られました。

同書によると、「明治・大正期の日本資本主義過程において余市町の人々は極めてダイナミックな対応をする力量と蓄積を持っていた」と指摘しています。ニシンを中心とした漁業による蓄積が余市銀行や北海信用金庫（当時）を創立させ、リンゴの産地形成とロシアへの輸出が行われたことがその例として挙げられています。

戦後、中国大陸や樺太（サハリン）などからたくさん引揚者が北海道へ移住しましたが、彼らには田畑の開墾による食料不足の解決、また炭鉱や鉱山の資源開発の担い手としての期待が寄せられました。

余市町でも、引揚者による人口増加が見られました。終戦前後の年には疎開から戻ってきた人や復役軍人などで4,965人、引揚者は昭和24年までで2,057人を数え、「急増した労働力人口の中から1,000名にのぼる行商人を生みだし、戦後の食糧難に対応した余市町農水産物供給のパイプ役」となりました。「余市に行けば、喰える」と言われていたそうです。

しかし、昭和30年代には管内各地で戦後開拓者の集落の人口が減りはじめました。余市町に流入した人口は建設、製造、サービス業部門を担います。

その頃の広報をみてください。「余市商業の現況（その1）」（広報よいち昭和38年8月号）では、町内の店舗数が499店、昭和27年を100とした販

売総額の伸び率は同33年で228%、同37年で399%と驚異的な伸びを見せています。

翌月の広報の「余市商業の現況（その2）」では、「商店経営上留意すべき点」として、店舗は「高層化して奥行を長くすること、玄関は（引戸ではなく）ドア式が望ましいこと、色彩に季節感を持たせること、照明と陳列に常に創意工夫が必要なことが留意すべき点として挙げられています。

昭和30年代後半は、農業部門での新たな挑戦も見られました。昭和39年1月の広報では、海野新町長さんや農協、漁協の組合長さんらが集まった新春座談会の様子が載っています。

農協の三宅組合長さん（当時）から「最近の嗜好からみて果物も品質、味ともよいものが喜ばれるようになっていきますので、果物を始め西洋野菜を札幌百万都市に供給できるよう指導しています」とあり、実際にその年6月の新聞紙上には「余市で一万ヘクタールを初試作 好評のプリンスメロン」の見出しが躍りました。

記事には「本州で一昨年から糖度の高いプリンスメロンが栽培されて好評を博しているところから、そ菜のメッカ余市町栄町にもことし一部の農家で一万ヘクタールがはじめて試作されている」

「道内ではまだ栽培されていないものだけに試験的に神奈川県坂田種苗会社からタネを買って来たもので栄町の希望農家に配分し今年試作した。…中略…販売価格の二倍には売れるので七月末にはじめて出荷されるこのメロンに余市地方のそ菜農家はその成果を注目している」とあります。

地域の次の関心は町内観光面の充実や、積丹半島の道路敷設と図書館の建設でした。前掲書では図書館建設の目的として、趣味としての読書のためだけでなく、地域の課題解決のための様々な資料や情報を見ることのできる図書館が提案されています。

昭和の時代にも、余市町の人々は極めてダイナミックな対応をする力量と蓄積を持っていたようです。

余市町の空間

11月1日～11月30日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。

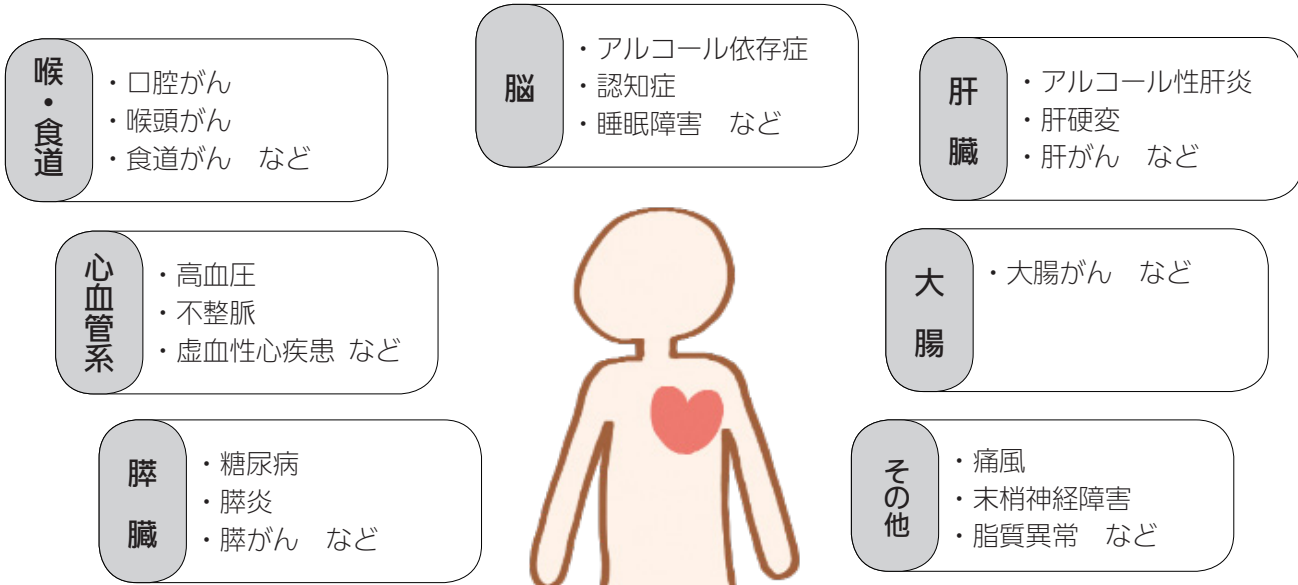
放射線量率

（最高値：46nGy/h、最低値：35nGy/h、平均値：39nGy/h）※平常時は10～60nGy/h程度

お酒のリスクについてご存じですか？

お酒にはコミュニケーションを円滑にしたり、ストレス発散、旅行先の楽しみ、食事を美味しくしてくれるなどの効果があります。しかし、慢性的な飲みすぎや多量の飲酒は次のような健康障害を及ぼす可能性があります。

★お酒が及ぼす健康障害



★お酒と認知症・脳卒中等のリスク

脳は、摂取したアルコールの量に比例して委縮するといわれており、脳の萎縮により、認知機能の低下や脳梗塞のリスクが高まることが分かっています。また、これまでの調査で、多量飲酒の方は、認知症の発症リスクを3.3倍に高め、特に65歳未満の若年性認知症の発症リスクを高めることが明らかになっています。






また、健康への影響を比較すると、お酒をよく飲む人では、脳卒中は男性・女性ともに1.6倍、肝がんは男性で1.8倍・女性で3.6倍もリスクが高くなることが分かっています（ホームページ：減酒.jp より）。

★余市町の飲酒状況と適切な飲酒量

余市町では毎日お酒を飲む人の割合が21.4%、2合以上のお酒を飲む方の割合も男性で17.5%、女性で4.2%と北海道に比べて高い状況です（令和4年度国保特定健診実施結果より）。

生活習慣病のリスクを高める飲酒量は、1日あたりの純アルコール摂取量に換算すると男性40g・女性20g以上とされているため、お酒を飲む際は節度ある量（1日あたりの純アルコール摂取量が20g程度）を適切に楽しみましょう。ただし、女性や高齢者、お酒を分解する力が弱い方（飲酒後顔が赤くなる方）はより少量の飲酒が適当です。

純アルコール量20gの目安

ビール(5%)	チューハイ(7%)	ワイン(12%)	日本酒(15%)	焼酎(25%)	ウイスキー(40%)
					
中ビン1本 (500ml)	レギュラー缶 1缶 (350ml)	グラス 2杯 (200ml)	1合 (180ml)	ロック 1杯 (100ml)	ダブル 1杯 (60ml)

健康と暮らしの情報（1月号）

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
1歳6か月児健診	R4年5月～6月生まれ	11日（木）	受付11:50～12:20	福祉センター本館
3歳児健診	R2年7月～8月生まれ	12日（金）	受付11:40～11:50	福祉センター本館
こども相談 （発育・発達・栄養など）	申込みした方 ※12日（金）までに 申込みが必要です。	18日（木）	受付9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合は ご相談ください。
ニコニコたまご教室 （赤ちゃんのお風呂）	余市町に住民票のある妊婦さん （妊娠38週までの方）とその家族の方	19日（金）	13:30～15:30	キッズルーム「あつぷる」 （申込み） 子育て・健康推進課 ☎21-2122
4か月児健診	R5年9月生まれ	30日（火）	受付11:40～12:00	福祉センター本館
10か月児健診	R5年3月生まれ		受付12:00～12:20	

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
認知症の介護相談	15日（月）	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	（問合せ）社会福祉協議会内 ☎22-3156
健康相談	18日（木）	9:00～15:00	余市町役場	12日（金）までに申込みが必要です。
心の健康相談	25日（木）	14:00～16:00	俱知安保健所	3日前までに申込みが必要です。 （申込み）俱知安保健所 ☎0136-23-1957

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号	歯科当番日	歯科医療機関名	電話番号
1月1日（月）	勤医協余市診療所	22-2861	1月1日（月）	佐久間歯科古平医院（古平町）	42-2648
2日（火）	小嶋内科	22-2245	2日（火）	とみさわ歯科	22-1511
3日（水）	田中内科医院	22-6125	3日（水）	荒木歯科医院	22-3973
7日（日）	林病院	22-5188			
8日（月）	池田内科クリニック	23-8811			
14日（日）	黒川町整形外科クリニック	22-2447			
21日（日）	森内科胃腸科医院（仁木町）	32-3455			
28日（日）	よいち整形外科クリニック	48-5000			
2月4日（日）	脳神経外科よいち汐風クリニック	21-5566			

※休日当番医の診療時間は9時～17時まで
※年末年始休日における歯科当番医の診療時間は9時～12時まで
休日当番医は変更になることがありますので、
確認してから受診してください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	10日（水）、24日（水）	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	（問合せ） 社会福祉協議会 ☎22-3156 ※法律相談は事前申込み必要
	9日（火）	13:30～14:30		
無料法律相談 （予約制）	17日（水）	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111
	23日（火）	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎23-2116

※ 福祉センター本館（富沢町5丁目）、福祉センター入舟分館（入舟町）、中央公民館（大川町4丁目）、
俱知安保健所余市支所（朝日町）、余市商工会議所（黒川町3丁目）

= 募集・お知らせ =



各種自衛官募集

自衛官候補生、一般曹候補生、予備自衛官補（一般・技能）を募集します。小樽地域事務所では、説明会を随時行っています。

※応募資格等については、問合せください。

問合せ：自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
☎0134-22-5521



余市町職員（保育士）採用試験

受験資格：次の①、②の要件全てに該当する方

①平成6年4月2日以降に生まれた方
②保育士資格を有する方若しくは資格取得見込みの方

試験方法：論文（作文）試験、面接試験

試験日時：1月21日（日）予定
※詳細については、後日連絡します。

試験会場：余市町役場

受付期間：12月13日（水）～
1月12日（金）
（※郵送の場合は1月12日（金）必着）
町のホームページに募集要領を掲載しています。

申込み・問合せ：

〒046-8546
余市町朝日町26番地
総務課人事厚生係

☎21-2111



余市町教育委員会職員（給食調理員）採用試験

採用予定人数：1名

受験資格：次の①から③の要件全てに該当する方

①昭和39年4月2日以降に生まれた方

②調理師免許（調理師法に基づく）を有する者又は令和6年3月31日まで

に免許取得見込みの方

③1年以上調理業務に従事した経験がある方

試験方法：作文試験・面接試験

試験日時：2月11日（日）

※後日、試験時間等をお知らせします。

試験会場：余市町役場

受付期間：1月15日（月）～
1月31日（水）

（※郵送の場合は1月31日（水）必着）
町のホームページに実施要領及び申込書類を掲載しています。

申込み・問合せ：

〒046-8546
余市町朝日町26番地
余市町教育委員会学校教育課
☎21-2138



所得税などの申告は、e-Taxのご利用を！

〇スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

（注）マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）があればご利用可能です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！」



「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」



〇e-Taxを利用するメリット！

・税務署に行かずに自宅から申告

・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要

※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付

・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能

※メンテナンス時間を除きます。

（注）源泉徴収票の提出又は提示は不要です。

医療費の領収書の提出又は提示は不要です（代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です。）。

問合せ：余市税務署

☎22-2093



余市警察署からのお知らせ

〇窓口対応時間の変更

1月4日から警察署の「窓口業務の受付時間」が変わり月曜日から金曜日（平日）午前9時から午後4時30分となります。ただし、午前12時から午後1時の昼休み時間帯は、北海道収入証紙の売りさばき所が閉まるため、収入証紙の購入や申請写真の撮影ができません。運転免許の更新など、申請に収入証紙や写真が必要で、昼休み時間帯に申請したい方は、あらかじめ準備してください。

詳細については、余市警察署交通課まで問合せください。

〇1月10日は「110番の日」

緊急通報は110番、相談電話は「#9110」

・110番は、事件・事故などが発生した際の緊急通報用の電話です。

慌てず、落ちついて質問に答えてください。

・警察官が早く到着できるように、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

= 募集・お知らせ =

・急を要しない困り事や相談は、警察相談電話「#9110」または最寄りの警察署、交番へ問合わせください。
○投資関連の詐欺に注意してください!

道内において投資関連の詐欺被害が増えています。SNS上の広告やSNSのダイレクトメッセージで突然連絡がくるものなど入口は様々ですが、多くが後に投資関連のLINE等のSNSグループに招待されて高額な詐欺被害に遭っています。投資したら絶対儲かるという「うまい話」はありません。何か変だなと感じたら一人で悩まず、警察相談専用ダイヤル「#9110」に相談してください。

問合せ：余市警察署生活安全係

☎22-0110



余市消防署からの お知らせ

○消防車や救急車の緊急走行に対するご理解とご協力を!

消防車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限に防ぐため、消防活動を行い、また、救急車は急病人などに応急処置を行い、速やかに医療機関へ搬送しなければなりません。消防車などが円滑に緊急走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

・消防車や救急車がサイレンを鳴らし、赤色灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合交差点や交差点付近の場合では、一般車両は交差点を避けて車両を道路の左側に寄せて一時停止してください。それ以外の場所では道路の左側に寄せて進路を譲ってください。

・狭い道路等で停車する場合は、消防車などの通行に支障がないように配慮してください。

・消防車や救急車が緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、道路交通法で定められていますので、夜間などのサイレン音に対し付近の皆様のご理解をお願いします。

○セルフ式ガソリンスタンドを安全に利用しましょう

ドライバーが自ら給油するセルフ式ガソリンスタンドはその手軽さから利用される方も増え、身近な存在となりました。しかし、自動車等への給油に使われるガソリンや軽油は取扱方法を誤ると大きな事故につながりかねません。次の事項に注意して安全な給油作業を心がけましょう。

・停車後は必ずエンジンを停止させましょう。

・給油する自動車に適した油種を確認しましょう。

・静電気除去シートに触りましょう。冬期間は空気が乾燥し、衣類も人体に帯電しやすいものを着用しているため特に注意してください。

・給油ノズルが止まるまで確実に差し込み給油しましょう。

・自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はやめましょう。

○ガソリンを携行缶で購入される方へ
令和元年7月に発生した京都府での火災を受け、ガソリンスタンドでガソリンの携行缶への詰め替え販売をする場合には、身分証の確認、使用目的の問いかけを行うようガソリンスタンドへ要請しています。みなさまのご理解とご協力をお願いします。また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて利用者自らがガソリン携行缶には給油できません。容器に入れる際には従業員へ依頼してください。

問合せ：余市消防署

☎23-3711



よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時：1月27日(土)
午前11時30分～午後1時

会場：余市テラス
(黒川町10丁目3番地27)

対象：子どもだけでなく、地域の方
どなたでも参加できます

内容：ランチの提供

平松先生のおもしろ課外授業

申込：電話による事前申込み

食事代：高校生まで無料

大人300円

問合せ：よいちニコニコ食堂

☎090-1300-8314

児童館行事案内

沢町児童館 (☎23-5673)

むかし遊びの会

1月13日(土) 午後1時30分～

バドミントンの会

1月20日(土) 午後1時30分～

つどいの広場

1月24日(水) 午前10時～

黒川児童館 (☎23-4338)

ぬり絵で遊ぶ会

1月14日(日) 午後1時30分～

つどいの広場

1月25日(木) 午前10時～

キッズルーム「あつぷる」

(☎48-8850)

対象：概ね3歳までの児童と保護者

日時：毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※19日(金)31日(水)はお休み

①子育て講座

「離乳食期から幼児食期に移行する時のポイント」

日時：1月23日(火)

午前10時～12時

講師：栄養士 平田 佳那氏

②パステルアート

日時：1月30日(火)

午前10時～12時

※絵はがき作成を希望の方は、はがきをご持参ください。

お子さん1人につき5枚まで。

①・② 予約：9日(火)から

定員：12名

③『ぴよぴよ広場』

親子で簡単な手遊び、ふれあい遊びをして遊びませんか?

ふれあい遊び「いっぽんばしこちょこちょ」他

日時：1月11日(火)

午前10時30分～45分

④『ぐんぐんの日』

毎月1回身体測定ができます。

日時：1月18日(木)

午前9時30分～12時

午後1時～4時

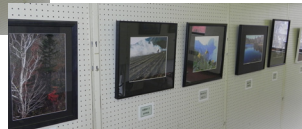
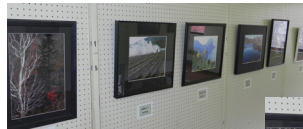
持ち物：母子手帳、バスタオル

生涯学習だより

「余市町文化祭」開催～文化芸術の香り漂う公民館～

文化芸術活動に取り組んでいる数多くのサークルが参加して日頃の文化活動の成果を披露する「余市町文化祭」が、10月7日（土）から11月23日（木）まで中央公民館で開催されました。今年度は全ての部門が実施され、会場はたくさんの来館者で賑わっていました。

【文化作品展】〔9サークル出品〕 11月1日（水）～3日（金）



【おはなし会】
10月7日（土）



【文化活動紹介展】
10月17日（火）～22日（日）



【短歌大会】 11月3日（金）



【呈茶会】 11月3日（金）



【手打ちそば実演会】
11月3日（金）

【文化発表会】〔12サークル出演〕 11月23日（木）



【秋輝展】
10月17日（火）～23日（月）



【菊花展】
11月1日（水）～5日（日）



図書館のすてきな窓

問合せ 図書館 ☎22-6141
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>
開館時間 午前10時～午後6時30分

本の福袋

司書がテーマ別にお薦めしたい本を2冊選び、本の福袋として用意しました！中にどんな本が入っているのかは、開けてからの楽しみです。今年は、大人用、子ども用、各10袋限定となっています。

新しい年に、本で福を迎えませんか？ご利用お待ちしております。

(福袋は、必ず貸出の手続きをしてください。無くなり次第終了です。)

おはなしかい

今年度は生活に関係する絵本を読み聞かせします！

日時：1月13日・27日(土) 午前11時～

場所：図書館1階おはなしコーナー

今月のテーマ：「あさだよ！おはよう」

今月の休館日

- ・12月31日(日)～1月5日(金) ※年始休館
- ・毎週月曜日
- ・1月31日(水) ※図書整理日

1日司書

司書ってどんな仕事をしているのかな？そう思ったこと、ありませんか？

1日限定で図書館の司書になって、図書館のいろいろな仕事を体験しましょう！

日時：1月14日(日) 午後1時30分～4時

対象：小学生～高校生

募集人数：4名

締切：1月12日(金)まで(電話可)

木曜映画会

木曜映画会は毎週木曜日、こどもえいががいは第1・第3土曜日で、どちらも午後2時からの上映です。

11日：ナイアガラ(洋画)

18日：シコぶんじゃった。(邦画)

25日：ベートーベン(洋画)

こどもえいががい

6日：映画クレヨンしんちゃん

伝説を呼ぶプリプリ3分ポッキリ大進撃

20日：カールじいさんの空飛ぶ家

しめ飾り・リースづくり

女性学級第7回学習講座「しめ飾り・リースづくり」は、学芸員の高橋美鈴さんを講師に迎えて11月27日(月)に開催されました。

はじめにしめ縄を作るために紙ひもの束を2等分に分けて、ねじる・編む・巻きつける作業を行いました。土台完成後は、好みの飾りを接着剤で取り付け、作品が完成しました。



▲飾りの取り付け

公募美術展

第49回余市町公募美術展が、11月10日(金)から16日(木)まで中央公民館で開催され、特別招待作家・招待作家の作品、一般の部・小中高等学校の部に出品された作品が展示されました。

展示期間中にはたくさんの方が鑑賞に訪れ、作品のよさや美しさを十分に味わっていました。



▲小学校の部【絵画】



▲一般の部【写真】

健康づくり講話

11月30日(木)、寿大学第8回学習講座「健康づくり講話」は、竹田由季さん(明治安田生命チーフ・コンシェルジュ)を講師に迎えて“認知症の予防”をテーマに開催されました。

受講生は、認知機能の低下を予防するための知識や方法を学んだり、手の平をセンサーにあてて野菜摂取状況を推定するベジチェックも行いました。



▲受講風景

寿大学・女性学級の今月の学習案内

寿大学第10回学習講座

日時：1月11日(木)

午後1時30分

講座名：『新年を寿く会』

女性学級第9回学習講座

日時：1月15日(月)

午後1時30分

講座名：『書に親しむ』

講師：山崎正義さん

※会場はともに中央公民館301号室

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

○余市町スポーツ・文化芸術活動等コンクール賞品として

・余市ロータリークラブ 会長 北條 篤
学用品等 (10万円相当)

○沢町児童館用備品として

・余市町沢町児童館母親クラブ 会長 星野まどか
ワイヤレスマイク2本、スピーカーセット一式
(10万円相当)

○余市町社会福祉事業費の一部として

・大谷 節子
(故 大谷 覺殿 追善供養として)
一金 200,000円

○余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト
応援寄附金として

・株式会社フォーイット
代表取締役社長 吉澤 竹晴

○適応指導教室の施設環境整備の一部として

・ボランティア団体コスモグループ
代表 本間 洋充
ホットカーペット (4万円相当)

町公式LINEで各種申請ができます！

町では、申請から手数料の支払いまで町公式LINE上で完了する申請窓口を提供しています。

申請可能な手続きは、住民票、印鑑登録証明書、納税証明書、所得課税証明書及び固定資産評価証明書等の交付のほか、水道の閉栓の予約です。

申請はリッチメニューの「申請」ボタンをタップいただくと手続きを開始することができます。



←友だち追加はコチラから

問合せ 政策推進課 広報統計係 ☎21-2117

よいちの人口

令和5年11月30日現在

人口 17,233人 (-40)
男性 7,997人 (-12)
女性 9,236人 (-28)
世帯数 9,545世帯 (-25)

※カッコ()内の数字は前月比

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

●異動の内訳●
転入 48人
転出 61人
出生 4人
死亡 31人

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

納期限

国民健康保険税 7期 1月25日(木)

夜間納税相談窓口をご利用ください！

日時：1月17日(水) 午後5時30分～7時

場所：税務課(役場1階窓口)

※事前予約制



STOP滞納！滞納処分強化中！！

町では、納期限を過ぎても納付の確認がとれない方に督促状や催告書を送付するなど、自主的な納付をお願いしています。

それでもなお、納付や連絡・相談がない場合は、財産等の調査や、差押を行う場合があります。町税に未納がある方につきましては至急、納付していただきますようお願いいたします。

また、納付書を紛失された場合は再発行いたしますので、ご連絡ください。



納税にお困りの方へ

町税は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。



～こんな悩みを抱えていませんか？～

- ・職場を解雇され、現在収入がなく納付できない。
- ・自宅から納付場所まで遠く、納付が困難である。

納付に関するお悩みを抱えている方は、お気軽にご相談ください。

問合せ 税務課 納税係 ☎21-2116

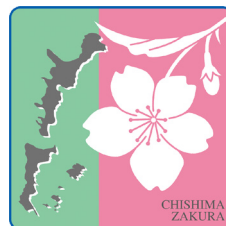
人事異動(令和5年12月8日付)

◎余市町発令

総務部

▼(兼) 税務課長

高橋伸明



『四島想い
心に点す
返還の火』

北方四島の一日も早い返還
は国民の願いです